

令和6年10月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～

と き 令和6年10月23日（水）
午前9時00分から
ところ 神河町役場 3階 第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協 議 事 項 = 行政より =

（1）建設課から

- ・各区要望に係る対応状況について（机上配布）
- ・令和7年度区要望資料の提出について（資料1）

（2）住民生活課から

- ・令和6年度『冬のクリーン作戦』について（資料2）
- ・令和7年度防犯灯等 町補助制度活用予定調査について（資料3）
- ・防災行政無線（同報系）システム屋外拡声子局の試験運用結果について（資料4）

（3）農林政策課から

- ・令和7年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の整備要望調査について（資料5）

（4）総務課から

- ・第50回衆議院議員総選挙及び令和6年執行兵庫県知事選挙について（資料6）
- ・第50回衆議院議員総選挙及び令和6年執行兵庫県知事選挙に係る選挙公報配布委託料の支払いについて（資料7）
- ・地域自治協議会の取り組みについて（資料8）

5. 区長会協議・報告事項

- ・第19回神河町区長会親善ゴルフ大会の開催について（机上配布）
- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ）（机上配布）

6. 今後の予定

- ・第55回兵庫県連合自治会大会

日時：11月22日（金）午後1時30分～ 場所：三木市文化会館

対象：区長会役員

- ・冬のクリーン作戦

日時：12月1日（日）午前8時00分～ 場所：町内

- ・12月定例区長会

日時：12月20日（金）午後3時30分～予定 場所：第3会議室

※開始時刻は、11月25日の広報と一緒にお配りする案内文をご覧ください。

7. 閉 会

藤原道廣副区長会長

- 閉会後に少し休憩を入れて、引き続いて「人権研修（1時間程度）」を行います。
- 役員の皆様におかれましては、人権研修後に役員会を行います。恐れ入りますが、第2会議室へご移動をお願いいたします。

【机上配布】

- ・（該当区のみ）様式①各区要望管理シート

《令和6年9月末まで集約分》

- ・衆議院議員総選挙投票啓発ポスター等

- ・【神河町封筒】第19回神河町区長会親善ゴルフ大会のご案内

- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ

（ウェットティッシュ）

- ・ひょうご人権ジャーナル「きずな」9・10月

報告等締切日一覧表

令和6年10月23日開催

番号	件 名	報告の必要性	区長会
	報 告 先	報告期日	資料番号
1	令和7年度区要望資料の提出について	任意	資料1
	建設課	11/15（金）	
2	令和7年度防犯灯等町補助制度活用予定調査について	任意	資料3
	住民生活課	11/22（金）	
3	令和7年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕、補強の整備要望調査について	任意	資料5
	農林政策課	11/22（金）	
4	第50回衆議院議員総選挙及び令和6年執行兵庫県知選挙に係る選挙公報配布委託料の支払いについて	任意	資料7
	総務課	11/8（金）	
5	第19回神河町区長会親善ゴルフ大会の開催について	任意	机上配布
	総務課	11/13（水）	
6			
7			
8			
9			
10			

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 23 日

各 区 長 様

建設課長 藤 原 寿 一

令和 7 年度 区要望資料の提出について（ご依頼）

平素は、町行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の当初予算の編成にあたり各区の要望を集約する時期となりましたので、各区において来年度最優先とされる要望事項をご報告くださいますようご依頼申し上げます。

つきましては、現地確認と所要事業費の積算期間などを踏まえ、11 月 15 日（金）を期限とさせていただきますので、あまり期間がありませんがよろしくお願いします。

なお、期限までに報告がない区におきましては、来年度の事業要望がないものとさせていただきます場合がありますので、その際はご了承ください。

お問合せ：建設課 課長 藤 原 寿 一

副課長 松 本 一 樹

電話：0790-34-0964

令和 7 年度事業の要望書については、次のとおりご報告をお願いします。

1. 過去に建設課に要望書を提出されたものから来年度の要望項目を選択される場合は、新たに要望書の作成は不要です。
(すでに提出済の要望書の「整理番号」「提出年月日」をご報告ください。)

※過去の要望項目がわからない場合は、建設課までお問合せください。

2. 新たな要望項目を来年度の事業要望とされる場合は、お手数ですが要望書の作成をお願いします。

令和 6 年 10 月 23 日提出

令和 6 年度『冬のクリーン作戦』について

冬のクリーン作戦実施の目的は、「神河町民全員の手で自分たちが住む町を綺麗にし、美しい生活環境を次世代に引き継ぐ」ことです。

つきましては、住民の皆様にご周知願うとともに、当事業にご協力いただきますようお願いいたします。詳細につきましては裏面の実施要領を御参照ください。

なお、消防団・子ども会の各団体には別途、協力依頼文を郵送しています。

記

1. 実施日：令和 6 年 12 月 1 日（日）午前 8 時から ※ 小雨決行
* 予備日 / 12 月 8 日（日）
* 延期連絡 / 防災行政無線にて午前 6 時過ぎ
定時放送終了後に放送
2. 配布物：11 月 25 日（月）広報紙等に合わせて配布
* 町指定ごみ袋（赤・青／各 20 枚セット）
* 冬のクリーン作戦時には軍手・飲み物の配布はございません。
3. 連絡事項：* 回収ごみを町指定場所まで搬送する件は消防団に依頼済みです。
4. その他：* 12 月 1 日以外で実施される区について
収集されたごみはクリーンセンターへ搬入願います。料金は無料扱いになりますが、クリーンセンターに予め連絡しますので搬入される日を住民生活課へお知らせください。
* 家庭や区施設から出るごみは、対象外です。

【お問い合わせ先】

住民生活課 担当：平岡（TEL 34-0963）

《令和6年度 神河町冬のクリーン作戦 実施要領》

1. 目 的 : ・町民全員の手で、町をきれいにする
・美しい生活環境を次の世代に引き継ぐ
2. 実施日 : 令和6年12月1日(日) 午前8時から ※小雨決行
・予 備 日 / 12月8日(日)
・延期連絡 / 防災行政無線にて午前6時過ぎ
定時放送終了後に放送

3. ごみの回収方法

区内各所で集められたごみについて、町が指定した場所への搬入を消防団に依頼しています。(搬入時間は、午前9時から午前11時まで)

- ① 神河町役場前広場(ふるさと広場)
- ② センター長谷
- ③ 神崎支庁舎横河川敷
- ④ 旧越知谷小学校前入口広場

〔ごみの分別表／下表の4区分に分別ください〕

分別区分		詳 細	袋
RDF ごみ	1	紙、布、プラスチック類、 発泡スチロール・ペットボトル	赤袋
その他ごみ	2	缶 類(スチール・アルミ)、びん類	青袋
	3	金属類(粗大ごみを含む)	
	4	瀬戸物、鏡、ガラス、蛍光灯、塩ビ品	

- * 家電5品目、バッテリー・タイヤなどが投棄されている場合は、回収いただき、町指定場所まで搬入ください。
- * 多くの不法投棄物を発見された場合は、役場 住民生活課(Tel 34-0963)まで御連絡ください。

4. 注意事項

- (1) 家庭ごみの受け入れはできません。
- (2) 缶・ビンなど土や砂が付いている場合は、土・砂を落としてください。
- (3) ごみを拾う範囲は区ごとに決めています。危険な場所での清掃は避けてください。
- (4) 子どもには安全な場所でのごみ拾いをご指導ください。
- (5) 区内で草の処分ができない場合は袋に詰めて搬入してください。

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 23 日

各 区 長 様

住民生活課長 長 井 千 晴

令和 7 年度 防犯灯等 町補助制度活用予定調査について(御依頼)

平素は、町行政につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、令和 7 年度に町補助制度を活用し、防犯灯及び防犯カメラの設置を予定されている地区は、別添の調査票に記入頂きまして、住民生活課へ御提出下さいますようお願いいたします。

提出期限:令和6年11月22日(金)

※ FAX可

担当:住民生活課 森岡
TEL:34-0963 FAX:34-1556
Mail:jyumin.seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp

住民生活課 行(FAX34-1556)

令和 7 年度 防犯灯及び防犯カメラ 実施予定調査票

来年度(令和 7 年度) 予算編成資料として必要ですので、下記表の区分ごとに
予定数量を御記入下さい。

集落名()	
区 分	数 量
新設 既設電柱等に設ける場合 補助額:2万円上限	基
新設 支柱を新たに設ける場合 補助額:3万円上限	基
更新 機器の更新(器具の取替え) 補助額:事業費の1/2(1万円上限)	基
防犯カメラ 補助額:事業費の1/2(16万円上限) <u>※ 県随伴補助により、補助対象は1地区1基 までとします。</u>	基

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 23 日

各 区 長 様

住民生活課長 長 井 千 晴

防災行政無線（同報系）システム屋外拡声子局の試験運用結果について

秋冷の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、町行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼御礼申し上げます。

さて、前回の8月区長会で御依頼をさせていただきました標題のことについて、試験結果を下記のとおり御報告させていただきます。

なお、今後は試験結果に基づき、一部変更して運用しますが、定期的に「緊急地震速報訓練」と「Jアラート全国一斉情報伝達試験」が年各4回実施されますので、随時音声を御確認いただき、聞き取りにくい場合は住民生活課まで御報告くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1 試験方法

屋外拡声子局が密集している南部地域及び長谷地域で反響音を考慮して次の区の屋外拡声子局を除外して放送を行いました。

【除外した区(屋外拡声子局)】

神 崎 エリア：寺野区、柏尾区、加納区

大河内エリア：野村区、寺前区、大川原区、栗区、為信区

2 試験結果

地区名	結果	今後の対応
寺野区	ほとんど聞こえなかった	当初運用どおりに戻す
柏尾区	聞きやすくなった	自動放送から除外
加納区	場所によって聞こえなかった	当初運用どおりに戻す
野村区	新野方面からは聞こえたが、緊急放送は鳴らして欲しい	〃
寺前区	場所や環境によって聞こえない時がある	〃

※ 放送実施区からの報告は無し

3 直近の「緊急地震速報訓練」及び「Jアラート全国一斉情報伝達試験」実施予定日

- ・「緊急地震速報訓練」 令和6年11月5日(火) 午前10時
- ・「Jアラート全国一斉情報伝達試験」 令和6年11月20日(水) 午前11時

令和6年10月23日

各 区 長 様

神河町農林政策課長 前川 穂積

令和7年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の
整備要望調査について（お願い）

平素は、鳥獣による被害防止対策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神河町ではこれまで鳥獣被害防止総合対策事業等の補助事業、神河町有害鳥獣対策施設設置事業を活用し防護柵等の整備を行ってきたところです。

しかしながら、依然としてシカ・イノシシ等による農業被害が減少していない状況が続いています。この課題に対し、来年度に向け、町では例年取り組んでいる侵入防止柵等の要望調査を行います。

つきましては、令和7年度の侵入防止柵等の整備要望書を11月22日（金）までに下記様式により報告をお願いします。なお、農会長様にも要望書をお渡ししていますので、調整をされた上で提出して下さい。

記

1. 報告様式 別紙様式1又は別紙様式2
 ※設置希望場所を記入した図面を添付してください。
2. 提出先 農林政策課
3. 鳥獣被害防止総合対策事業(国庫補助)の注意事項
 - ①鳥獣被害防止総合対策事業において侵入防止柵（金網柵及び電気柵）は新設かつ補助対象者の自力施工のみが対象です。また、受益戸数が1箇所当たり、3戸以上必要です。
 - ②侵入防止柵の資材費の単価（資材費合計÷総延長）が下記資材費の上限単価を超える場合は、地元負担が発生します。
 - ・ 上限単価（税抜き・出入り口扉費用込）
 - パネル式金網柵：1,950 円/m、ロール式金網柵：2,790 円/m、電気柵：1 段 148 円/m
 - ③設置作業は、早くても令和7年11月前後になる予定です。
4. 神河町有害鳥獣対策施設設置事業の注意事項
 - ① 別紙 神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱のとおり

担当：役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

令和 年 月 日

神河町農林政策課 御中

_____ 区

_____ 区 長

令和7年度鳥獣侵入防護柵等の新規整備要望について

標記のことについて、鳥獣被害防止総合対策事業等において、下記のとおり侵入防護柵等の新規整備を要望(予定)しますので、報告します。

記

種類	対象鳥獣	設置(総)延長等	備考
金網柵スカート有 (パネル・ロール) (H=1.8m 以上が基本)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	m (扉部分も含む)	幅 1.0m の簡易扉 ケ所 幅 2.0m の簡易扉 ケ所 幅 3.0m の簡易扉 ケ所 幅 4.0m の簡易扉 ケ所 その他
金網柵スカート無 (パネル・ロール) (H=1.8m 以上が基本)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	m (扉部分も含む)	幅 1.0m の簡易扉 ケ所 幅 2.0m の簡易扉 ケ所 幅 3.0m の簡易扉 ケ所 幅 4.0m の簡易扉 ケ所 その他
電気柵 (段)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	段× m	
箱わな	鹿 ・ 猪 ・ 猿	大型 基	
	猿	中型 基	
囲いわな	鹿 ・ 猪 ・ 猿	基	
その他			

※設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。

※金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。

※金網柵において、スカート有りの場合は、スカート部分の材料代等が増えますので、その分は区負担となる可能性があります。

※扉(出入り口)の種類(幅、個数)を必ず記入して下さい。

※電気柵の段数も記入して下さい。

※設置場所を記入した図面を添付して下さい。

※裏面、被害状況も記入してください。

[illegible]

・被害作物 _____ ・被害面積 _____ m²

令和 年 月 日

神河町農林政策課 御中

_____区

区 長 _____

令和7年度鳥獣侵入防護柵の修繕・補強の要望について

標記のことについて、鳥獣侵入防護柵の修繕・補強を要望しますので、報告します。

記

区分	種類	対象鳥獣	設置（総）延長等	備考
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				

- ※ 設置場所を記入した図面を添付して下さい。
- ※ 種類の欄に、金網柵、電気柵等の種類を記載ください。金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。
- ※ 設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。
- ※ 扉（出入り口）が含まれる場合は、備考欄に種類（幅、個数）を必ず記入して下さい。
- ※ 電気柵の段数も備考欄に記入して下さい。
- ※ 修繕箇所の写真の添付をお願いします。
- ※ 裏面、被害状況も記入してください。

担当：役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

[illegible]

・被害面積 _____ m²

別 紙

○神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱について

1. 補助の対象者は、①集落、②営農組合、③認定農業者、④その他農林家の経営安定に寄与すると町長が認めた組織です。

2. 補助対象は以下の防護柵の設置及び修繕等に係る資材費

①電気柵、②金網柵、鉄板又は木材板を使用した柵、③網等を使用した柵

3. 新たに柵を設置する場合は、以下の方法があります。

①国庫補助金等を利用する方法。この場合は国等の補助要綱の上限単価以内の場合は全額補助となります。要件として受益戸数3戸以上。

現在の上限単価（税抜き）

ア 鹿猪兼用	金網柵（ロール式）	2,790 円	金網柵（パネル式）	1,950 円
イ 猪用	金網柵（ロール式）	1,970 円	金網柵（パネル式）	1,290 円
ウ 獣種共通	電気柵 1 段当たり	148 円	金属線混燃柵	1,090 円

②国・県の補助事業の対象にならない場合は町単独補助を利用する方法。補助金の額は、200 万円を限度に補助し、その額は国庫補助の取り扱いに準じます。

4. 風水害等で修繕が必要となった場合

台風、水害、雪害等で柵に損害があった場合に補助を行います。

（1）補助金の額は、以下の①と②の金額の少ない額で、町長が認めた額の補助率 10/10 の額。但し、補助金の上限は 25 万円。但し補助金対象経費が 3 万円未満の場合は対象外とする。

①資材に要する経費（見積額）

②下記に掲げる、施工延長 1 メートル×上限単価×消費税で算出した額

現在の上限単価（税抜き）

ア 鹿猪兼用	金網柵（ロール式）	2,790 円	金網柵（パネル式）	1,950 円
イ 猪用	金網柵（ロール式）	1,970 円	金網柵（パネル式）	1,290 円
ウ 獣種共通	電気柵 1 段当たり	148 円	金属線混燃柵	1,090 円

5. 補強することで、施設に侵入防止効果が認められる場合

補助金の額は、資材に要する経費が 3 万円以上で町長が必要と認めた額の補助率 10/10 の額。ただし、補助金の上限は 25 万円とする

具体的な手続き（町単独補助：新設、修繕、補強）

① 別紙の要望書を提出 11 月 22 日 締 切

②申請書の提出・・・申請者

（1）神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

（2）事業計画書（様式第 1 号の 2）

（3）施工計画図

（4）見積書の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 施工前写真（必須）

③補助金交付決定・・・町

④資材発注・・・申請者

⑤設置作業・・・申請者 施工中写真（必須）

⑥実績報告・・・申請者

- (1) 神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業実績書（様式第1号の2）
- (3) 施工実績図
- (4) 領収書及び納品書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 完了写真（必須）

⑦補助金交付額決定・・・町

⑧請求書提出・・・申請者

⑨補助金支払い・・・町

各 区 長 様

神河町選挙管理委員会

第50回衆議院議員総選挙及び令和6年執行兵庫県知事選挙について（お願い）

1. 令和6年10月27日執行第50回衆議院議員総選挙について

▽選挙日程について

①投 開 票 日 10月27日(日)

▽投票等環境について

①投票所 11か所に設置 開設時間…午前7時00分～午後8時00分

②期日前投票 本庁舎、支庁舎及びセンター長谷で26日(土)まで開設

③ポスター掲示場 90か所

▽投票啓発について

①選挙公報の配布をお願いします。

10月21日(月)に区長様宅へお届けさせていただいております。25日(金)までに各戸配布をお願いいたします。

②区内放送により区民へ皆様に別紙「区内放送原稿(案)」のとおり「投票棄権防止」の呼びかけをお願いします。

③選挙ポスターを集落施設等に掲示ください。

※大変ご無理な依頼をしておりますこと重々と承知をしております。可能な範囲においてご協力をお願いいたします。

2. 令和6年11月17日執行兵庫県知事選挙について

▽選挙日程について

①告 示 日 10月31日(木)

②投 開 票 日 11月17日(日)

▽投票等環境について

①投票所 11か所に設置 開設時間…午前7時00分～午後8時00分

②期日前投票(下表のとおり設置。いずれの場所でも投票できます。)

場 所	期 間	開設時間
本 庁 舎	11月1日(金)から16日(土) 16日間	午前8時30分～午後8時00分
神崎支庁舎	11月9日(土)から16日(土) 8日間	
センター長谷	11月13日(水)から16日(土) 4日間	午前8時30分～午後5時00分

③ポスター掲示場 90か所

▽投票啓発について

①選挙公報の配布をお願いします。

町(11/5頃)に届き次第、区長様宅へお届けさせていただく予定としています。
大変お手数ですが、各戸配布をお願いいたします。

②区内放送により区民の皆様に「投票棄権防止」の呼びかけをお願いします。

①第50回衆議院議員総選挙 区内放送原稿（案）

【10月21日（月）～10月25日（金）…投票日の前々日まで】

区民の皆様へ「第50回衆議院議員総選挙」についてお知らせします。
来たる10月27日・日曜日は、第50回衆議院議員総選挙の投票日です。

私たちの代表を選ぶ大切な選挙ですので、そろって投票をお願いします。

投票日当日に仕事やお出かけなどご予定のある方は、期日前（ぜん）投票をすることができます。

期日前投票は、送付されている入場券をお持ちの上、お早めに投票をお願いします。

～～ 繰り返し ～～

以上、〇〇区から、衆議院議員総選挙について、お知らせとお願いを終わります。

※放送いただくに当たり、読みやすい表現や言いやすい表現に変更していただいても構いません。

※放送は、可能であれば日に2回程度お願いできたらと存じます。

(事務連絡)
令和6年10月23日

《区長名》様

神河町選挙管理委員会
委員長 田中 洋一

第50回衆議院議員総選挙及び令和6年執行兵庫県知事選挙に
係る選挙公報配布委託料の支払いについて

平素は、明るい選挙の実現に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度は、みだしの選挙につきまして、選挙公報の配布について御協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、選挙公報配布委託料のお支払いにつきまして、当町に債権者登録いただいております貴区の下記口座に振込させていただきたく存じます。

なお、下記記載の口座以外にお振込を御希望される場合は、太枠内の変更口座欄に御記入いただき、御提出ください。

以上、お手数をお掛けして誠に申し訳ございませんが、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 振込口座の指定について

口座選択欄	貴区登録口座	変更口座
金融機関	《銀行名称》	
支店名	《支店名称》支店	
口座番号	《口座番号》	
口座名義人(カタカナ)	《口座力ナ》	
預金種別	《口座種別》	

2. 変更の場合の提出方法について

①FAXの場合

表面の変更口座欄に必要事項を御記入の上、**0790-34-0691**までFAXをお願いいたします。

②メールの場合

メール本文に変更後の振込口座情報を御記入の上、次のアドレスまで送信をお願いいたします。

総務課 本田宛 honda_keiji@town.kamikawa.hyogo.jp

③御持参 神河町役場総務課 本田まで御持参願います。

3. 変更の場合の提出期限 令和6年11月8日(金)

4. 支払いは、衆議院議員総選挙及び兵庫県知事選挙分と合わせて、11月29日を想定しています。

神河町選挙管理委員会書記 本田 0790-34-0001

元気・輝く地域づくりに向けて

地域自治協議会



『防災力』を強化！！

—5区に防災倉庫を設置—



福本区揚羽ホール北側

粟賀北ブロック地域自治協議会は、地域の現状と課題に示す地域の課題解決、及び地域の個性や実情に応じた地域づくりのために、5分野に分けて取り組み始めています。

この度地域の安全、安心及び活性化の取組として、ブロック内5区に防災倉庫の購入と設置を行いました。防災倉庫はこれまで各区で保管されている物品および今後購入(R7購入予定)する防災資機材の整理や保管を行い、今後の災害時の活動や防災活動に役立てていきます。

『地域のつながり、
まちを愛する心のつながり』
粟賀北ブロックからの活動紹介です！

床面積は9.42㎡
(2.85坪)



根宇野区公民館北側

中村区丸池東側
イベント用倉庫横



粟賀北ブロックは、今年度から様々な形で防災活動及び防災意識の向上を図る活動を行ってまいります。今年度11月には各区において防災訓練、防災活動を実施予定です。(こちらは各区でひょうご安全の日推進事業(兵庫県事業)等を活用しながら実施予定で自治協議会としてできる限りの支援を行ってまいります。)各区でご案内が行われると思いますが是非当日のご参加をよろしくお願いいたします。



粟賀町区共同駐車場内

山田区新生館北側



防災用品
をチェック



◇◆少子・高齢化、地域の担い手確保は深刻です。
神河町では、各区が協働または助け合って地域の困りごと解決や元気づくりに取り組むため15年間の財政支援を前提に各行政ブロックでの地域づくりを進めることとしています。